

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集について」に対して  
寄せられた御意見等について

令和 4 年 2 月 2 4 日  
厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課

標記について、令和3年12月16日から令和4年1月14日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計41件の御意見をいただき、うち33件は本件に関する御意見、残り8件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、頂いた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>「職場における化学物質等の管理の在り方に関する検討会報告書（令和3年7月19日公表）」には、今回の省令（案）と政令（案）には記されていない様々な内容が記載されている。一方で、上記報告書の位置づけは検討会による提案であり、それら実行の可否は、当局の判断によると理解している。</p> <p>今回の法令改正においては、どこまでが改正の対象範囲となるのか。省令（案）と政令（案）に記された事項だけに限定されるのか、それとも上記報告書に記されたほぼ全ての事項を対象とするのか、全体像がよく見えない印象がある。</p>	<p>今回の改正は、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」の内容のうち、主に政令改正が必要な事項と、当該政令改正に関連する省令の改正を行うものです。報告書を踏まえた関係法令の改正は、今回の改正により対応するものの他、今後、省令及び告示の改正等により対応する予定のものがあり、今回の改正により全て対応が終了するというものではありません。</p> <p>全体像の詳細については、令和4年1月31日に開催した第145回労働政策審議会安全衛生分科会の参考資料にて示していますので、御参照下さい。（URL：<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23568.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23568.html</a>）</p>
2	<p>注文者が措置を行う対象として、化学物質の製造等を行う設備の改造等とあるが、化学物質を取り扱う設備の工事や清掃作業を委託するほか、各工程のごみ収集や処理作業の委託をする場合は、ごみに含まれているすべての化学物質の安全</p>	<p>設備の内部に立ち入る作業であれば、ゴミの収集などについても措置を行う対象となります。また、製造委託先において使用する化学物質を選定している場合にも、通知対象物であれば、請負人に対して法令事項</p>

	データシート（SDS）や包装等への表示が必要となるか。また、注文者が措置を行う対象として、委託先で指定した化学物質は対象外としてよいか。	を記載した文書を交付する必要があります。
3	製造・取扱いの有無については設備中に入っている物質（混合物を含む。）に限り判断することで良いか。	設備で製造し、又は使用されている物質に通知対象物が含まれている場合は、注文者は、請負人に対して法令で定めている事項を記載した文書を交付する必要があります。
4	全ての GHS 分類済物質の製造・取扱い設備が対象となっているが、サプライヤーから原料の SDS を通じて開示された場合など、注文者が注文する時点で知り得た含有物質のみを対象として頂きたい。	請負人の労働者の労働災害の発生を防止するため、設備で製造し又は取り扱う全ての通知対象物が措置の対象とすることが必要です。なお、今後、全ての GHS 分類済物質が通知対象物として追加をされる予定であり、また通知対象物については、ラベル表示・SDS の交付が義務づけられることとなるため、サプライヤーから必要な情報が伝達されることとなります。
5	注文者の講じる措置について、表示に工数がかかること及び、情報の機密性の観点から緩和措置を設けて頂きたい。 例) 密閉袋に入れて処理していただく場合は不要等	今回の改正は、請負人の労働者の労働災害防止の観点から行うものであり、設備にて製造又は取り扱っている通知対象物については、処理方法等にかかわらず、危険性又は有害性等の法令で定めている事項を請負人に対して文書交付を行っていただく必要があります。
6	注文者の講じる措置について、管理する化学物質の種類が多くなり、対象物質（新規含む。）を見逃してしまう恐れがあるため、猶予期間をもう少し長めにさせて頂きたい。	今回の改正により新たに措置の対象となる設備については、御指摘のような懸念を踏まえ、周知や準備のために施行日を約 1 年後の令和 5 年 4 月 1 日としています。また施行後の、経過措置として、施行日前に請負契約が締結されたものは、施行日からさらに半年の猶予期間を設けることとしています。
7	職長教育は医薬品製造業でも特定化学物質を使用し試験を行う場合には該当するのか。	化学物質を取り扱っているか否かにかかわらず、医薬品製造業は従前より、職長教育の対象となっています。
8	印刷物加工業に、段ボール製造業(フレキソ印刷あり)は含まれるか。	主として段ボール箱を製造する、日本標準産業分類上の「段ボール製造業」に当たる場合は「印刷物加工業」ではなく「紙加工

		品製造業」に該当するため、職長教育の対象外です。
9	今回の改正（案）で、食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）を追加すると、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業が教育を行うべき業種に該当しなくなるが、なぜ対象から除くのか。	「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、すでに職長教育の対象となっており、新たに追加する業種ではないためです。したがって、今回の改正後、「うま味調味料製造業は及び動植物油脂製造業」が職長教育の対象外の業種となるわけではありません。
10	職長教育の対象となっている、食料品製造業の範囲を教えてください。 また、危険有害性の高い化学物質の取り扱いが少ないと考えられる食料品製造業が何故、対象となるのか。	日本標準産業分類の「中分類 09-食料品製造業」に該当する業種が対象となります。なお、食料品製造業は、化学物質による労働災害が少ない業種とはいえません。平成 30 年に発生した化学物質による労働災害のうち、食料品製造業の災害の割合が全体の 12%となっており、特に化学薬品を用いた事業場内の洗浄等の作業における薬傷の事故が多くなっています。
11	食料品製造業が職長教育の対象となった場合、今まで対象とされていた製造業と同じく実行カリキュラム（360 分以上）の教育が必要なのか。 食料品製造業が対象となった場合、各食料品の製造業が実行可能な教育内容であるべきである。	今回の改正により、食料品製造業における職長についても、労働災害防止のため最低限必要な教育として、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 40 条第 2 項に規定された事項、時間数（合計 12 時間以上）の教育を受けることが必要です。ただし、実際の教育内容は各事業場の作業に応じた内容を実施する必要があります。
12	「A 及びその化合物」など複数の物質を包括した名称で指定されている物質については、個別物質では危険有害性の情報が収集されていないが総称名では該当する場合があります、総称名での指定は廃止すべきである。	「A 及びその化合物」など複数の物質を包括した名称で指定されている物質については、A 及び代表的な A 化合物の有害性評価を踏まえ、A 及び A 化合物には、共通の有害性が一定程度認められることから、「A 及びその化合物」と包括的に指定することとしております。
13	国による GHS 分類結果はどこで確認できるか。 （独）製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページで公開されている GHS 分類は、国による GHS 分類なのか。	（独）製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページで公開されている GHS 分類は、政府（国）による GHS 分類結果をとりまとめたものです。なお、各事業者がラベル表示及び SDS を作成する際に、事業者が持つ危険有害性情報に基づき、政府（国）によ

	<p>今後はラベル表示及び安全データシート（SDS）作成に当たって、NITE で公表している GHS 分類を採用しないといけないのか。</p>	<p>る GHS 分類と異なる分類を行うことを妨げるものではありません。</p>
14	<p>国による GHS 分類について、分類時期が古い場合は、再分類を行い、分類が妥当であるか検証すべきである。</p>	<p>政府（国）による GHS 分類については、分類時期が古いものも含め、今後、新たに得られた有害性情報を踏まえながら、計画的に再分類を行っていくこととしています。</p>
15	<p>ラベル表示・SDS 交付の義務対象物質に追加される物質を特定するため、物質名称だけでなく別名又は CAS 登録番号を併記して欲しい。</p>	<p>法令に CAS 登録番号まで規定することは現状難しいと考えておりますが、今回の改正によりラベル表示・SDS 交付の義務対象物質（表示・通知対象物質）に追加する物質については、（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所のホームページにおいて、CAS 登録番号を併記した物質リストを公開しています。また、改正内容の周知用リーフレット等においても CAS 登録番号を併記した物質リストを掲載する予定です。なお、化学物質の別名は多岐にわたることから、他の化学物質関係の法律又は政令において別名が付されている場合等、一定の条件に該当するものに限って別名を記載しています。</p>
16	<p>SDS の適用法令欄に表示・通知対象物質を記載する際、労働安全衛生法施行令別表第 9 の号番号（政令番号）を併記しており、改正により政令番号が変更されると SDS を修正する必要性が生じるため、既に表示・通知対象物質となっている物質の政令番号が変更されないようにして欲しい。</p>	<p>労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第 9 の号番号については、一定の法令上のルールに従って付されるため、新規物質の追加等の際に変更される場合があります。なお、SDS の適用法令欄には該当する物質の名称を記載することとされており、政令の号番号まで記載する義務はありません。</p>
17	<p>天然物の抽出物等、天然物由来のもののみからなる製品においても、表示・通知対象物質が裾切り値以上含まれる場合には、表示・通知の義務対象となるのか。</p>	<p>天然物由来であるか否かに関わらず、表示・通知対象物質を裾切り値以上含有するものを譲渡・提供する場合は、ラベル表示・SDS 交付の義務対象となります。ただし、主として一般消費者の生活の用に供するための製品（医薬品医療機器等法に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品、農薬取締法に定められている農薬、一</p>

		<p>般消費者のもとに提供される段階の食品等)については、表示・通知義務の適用が除外されます。</p>
18	<p>生産事業者が限られ市場での流通量が少ない物質やアフラトキシンやダイオキシン類などの非意図的生成物、農薬等、別の法体系で厳しく管理されている物質は、表示・通知対象物質から除外すべきである。</p>	<p>製造・取扱事業者が少ない物質や他の法令に規定がある物質であっても、事業者の労働者が取り扱う際に、化学物質の危険有害性に基づき適切な取扱いを行い労働災害の防止を図る必要があることから、表示・通知対象物質として追加するものです。</p> <p>なお、主として一般消費者の生活の用に供するための製品（医薬品医療機器等法に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品、農薬取締法に定められている農薬等）については、表示・通知義務の適用が除外されます。</p>
19	<p>表示・通知対象物質に追加される物質について、いつまでに譲渡提供先に情報提供しなければならないのか、リスクアセスメントはいつまでに実施しなければならないのか。</p>	<p>今回の改正により表示・通知対象物質に追加する物質については、改正政令の施行日（令和6年4月1日）から表示、通知及びリスクアセスメントが義務付けられます。</p> <p>ただし、ラベルの貼替え等に係る事業者の負担を考慮し、施行日において現に存するものについては、名称等のラベル表示をさらに1年間猶予する経過措置を設けることとしています。</p> <p>一方で、当該物質の譲渡・提供を受けた事業者が必要な対応を行うためには、施行日までに譲渡・提供を受ける全ての者に当該物質の危険有害性情報が伝達される必要があるため、安衛則第24条の15に基づき、優先的にSDSの作成に努めていただくようお願いいたします。</p>
20	<p>多くの物質が表示・通知対象物質に追加され、特に中小企業にとっては負担が大きいため、中小企業への支援制度を充実させるべきである。</p>	<p>中小企業への支援としては、表示・通知制度及びリスクアセスメントについての無料相談窓口を開設し、電話・メールによる相談に対応しているほか、希望する事業場を専門家が訪問し助言を行っています。今回の改正内容に関する相談についても、無料相談窓口で事業場からの相談に対応する予定です。</p>

21	<p>ラベル表示について、表示面積が限られること、表示改正までの時間的猶予が少ないことなどから、GHSの絵表示以外の情報は二次元コードにより提供可能とすべきである。</p>	<p>ラベル表示については、ラベルそのものを見て危険有害性情報を伝達できることが重要であることから、二次元コードによる提供を可能とする予定はありません。表示事項等のすべてを印刷し、又は票せんをはりつけることが困難なときは、表示事項のうち名称以外については、これらを印刷した票せんを容器又は包装に結びつけることにより表示することができます。</p> <p>今回追加をした表示・通知対象物のラベル表示について、施行日（令和6年4月1日）までに約2年の準備期間を設けているほか、ラベルの貼替え等に係る事業者の負担を考慮し、施行日において現に存する物質については、名称等のラベル表示をさらに1年間猶予する経過措置を設けることとしています。</p> <p>なお、SDSについては、今後、二次元コードによる提供を可能とすることを検討しています。</p>
22	<p>表示・通知対象物質に追加される物質のうち以下の物質について、全てのアルキル基の異性体を含むのか。含むとした場合、「フタル酸ジヘキシル（直鎖及び分枝）」の「（直鎖及び分枝）」は不要でないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オクチルアミン（別名モノオクチルアミン）</li> <li>・トリブチルアミン</li> <li>・フタル酸ジヘキシル（直鎖及び分枝）</li> <li>・フタル酸ジペンチル</li> <li>・ブチルイソシアネート</li> <li>・ブチルリチウム</li> <li>・ペルフルオロ（オクタン—スルホン酸）（別名PFOS）</li> <li>・ペルフルオロノナン酸</li> </ul>	<p>令別表第9においては、平成12年3月24日付け基発第162号により、単一物質であることを明確に指定していない物質については、分枝構造を含む異性体の総称として「オクチルアミン（別名モノオクチルアミン）」、「ペルフルオロ（オクタン—スルホン酸）（別名PFOS）」については、アルキル基が直鎖構造のみを指しますが、「トリブチルアミン」等については分枝構造を含む異性体の総称となります。</p> <p>御意見を踏まえ、「フタル酸ジヘキシル（直鎖及び分枝）」の名称を「フタル酸ジヘキシル」に修正いたします。</p>
23	<p>表示・通知対象物質に追加される物質のうち「エフェドリン」について、「プソイドエフェドリン」は含まれるのか。</p>	<p>「エフェドリン」に「プソイドエフェドリン」は含まれません。</p>

24	<p>表示・通知対象物質に追加される物質のうち「ダイオキシン類」について、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルに当てはまるもの全てを含むのか。</p> <p>コプラナーポリ塩化ビフェニルについては、既に「塩素化ビフェニル（別名 PCB）」として規制の対象ではないか。</p> <p>また、「二・三・七・八—テトラクロロジベンゾ—・四—ジオキシン」は既に規制対象であり、裾切り値が「ダイオキシン類」と異なっているのではないか。</p>	<p>ダイオキシン類のうち、コプラナーポリ塩化ビフェニルについては、令別表第3第1号「第一類物質」の「3 塩素化ビフェニル（別名 PCB）」に含まれることから、今般、新たに表示・通知の対象に追加する範囲は、ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ—パラージオキシンとなります。このことを明確にするため、御意見を踏まえ、今回追加する別表第9における名称を「ダイオキシン類（別表第三第一号3に掲げる物に該当するものを除く。）」に修正いたします。</p> <p>なお、「二・三・七・八—テトラクロロジベンゾ—・四—ジオキシン」については、「ダイオキシン類（別表第三第一号3に掲げる物に該当するものを除く。）」に含まれますが、裾切り値が異なるため、裾切り値を設定している安衛則別表第2では両者を書き分けています。</p>
25	<p>「A及びその化合物」、「A及びその塩酸塩」など複数の物質を包括した名称で指定されている物質について、裾切り値との比較を該当する物質の総和の含有量で判断するのか個々の物質ごとの含有量で判断するのか明確にし、ガイダンス等で示すべきである。</p>	<p>例示のような複数の物質を包括した名称で指定している物質については、該当する個々の物質の含有量を合算した数値を裾切り値と比較し、裾切り値を超えているかの判断することとしています。裾切り値の考え方については、今後、より分かりやすい周知方法を検討させていただきます。</p>
26	<p>安衛法のほか、化管法、JISなどの改正の都度、SDSを改訂する必要があり、事業者の負担となることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種法令の改正の時期をそろえるべき</li> <li>・毎年対象物質を追加するのではなく、数年に一度まとめて追加し、公布から施行までの期間をさらに長く取るべき。</li> <li>・施行前から前倒しで対応することも可能とすべき。</li> </ul>	<p>職場における化学物質管理を適切に行うためには、その危険有害性情報の伝達が重要であることから、表示・通知対象物質を段階的に拡大していくこととしたものです。今回の改正により表示・通知の対象に追加する物質及び令和4年度以降に表示・通知の対象に追加することを検討している候補物質については、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所ホームページにおいて、CAS登録番号を併記して物質リストを公開しています。これらの情報を参考に、例えば、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する</p>

		<p>法律施行令（以下「化管法施行令」という。）改正に対応した SDS 改訂の際にあわせて、今回の労働安全衛生法施行令改正にも対応した内容にさせていただくなど、安衛則第 24 条の 15 に基づき、施行日前から前倒しで SDS の作成に努めていただくようお願いいたします。</p> <p>改正政令の施行日（令和 6 年 4 月 1 日）前における SDS の記載方法については、令和 4 年 1 月 11 日付け基安化発 0111 第 1 号「労働安全衛生法に基づく安全データシート（SDS）の記載に係る留意事項について」を参考としてください。</p> <p>なお、改正政令の施行日（令和 6 年 4 月 1 日）までに約 2 年の準備期間を設けているほか、ラベルの貼替え等に係る事業者の負担を考慮し、改正政令の施行日において現に存するものについては、名称等の表示を 1 年間猶予する経過措置を設けています。</p> <p>労働安全衛生関係法令と化管法施行令等の改正時期を統一すべきとの御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
27	SDS に安全対策として保護具について記載する場合の具体的な書き方について示してほしい。	労働安全衛生関係法令では、SDS に記載すべき事項を定めていますが、その具体的な記載の文言についてはまでは定めておりません。SDS の作成に当たっては、JIS Z7253 を参考としてください。
28	<p>表示・通知対象物質の裾切り値について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者で判断に迷うことや確認に負担がかかることから、特別な理由がない限り、統一すべきである。</li> <li>・一律に設定するのではなく、科学的エビデンスに基づいて設定すべきである。</li> <li>・安衛法の表示・通知の裾切り値と、JIS Z7253 の混合物分類の閾値が一致していない箇所があるため、整合すべきである。</li> </ul>	<p>表示・通知対象物質の裾切り値は、平成 27 年 8 月 3 日付け基発 0803 第 2 号「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）」において示しており、当該物質の有害性を踏まえ、原則として以下の考え方により設定しています。</p> <p>（1）GHS に基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが 1% を超える場合は 1% とする。</p>

	<p>・ 裾切り値未満であっても含有量の情報を提供すべきである。</p>	<p>(2) 複数の有害性区分を有する物質については、(1)により得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。</p> <p>(3) リスク評価結果など、特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定める。</p> <p>なお、裾切り値未満の物質についても、各事業者の判断で、ラベル表示・SDS 交付を行うことは差し支えありません。</p>
29	<p>ラベルへの成分表示の努力義務は今後も維持されるのか。多数の成分を含む混合物の場合、ラベルに成分表示が困難な場合があるので、SDS 参照といった記載などを認めて欲しい。</p>	<p>現在、表示・通知対象物については、ラベルへの成分表示については法令上の努力義務とはなっていません。</p> <p>ただし、通達において、表示全般について縮尺が小さくなり労働者に情報が伝わりにくくならないよう留意した上で、各事業者の判断で適切と考えられる「成分」を表示することは望ましいとしています。表示については、労働者に対して対象物の危険有害性を直接伝達することにより、労働災害の発生を防止することが主たる目的であることから、表示が小さくなり見づらくなる場合には、法令上の義務とされている項目以外の表示内容については、御意見のような記載とすることや、記載から削除することとしても差し支えありません。</p>
30	<p>GHS の国際ルールを根拠とするならば、表示対象物質と通知対象物質は同一とすべきである。</p>	<p>労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第 57 条に基づく表示対象物質と、安衛法第 57 条の 2 に基づく通知対象物質は、同一となっています。</p>
31	<p>これまでの特定化学物質の追加時は、危険有害性等の問題が具体的に示されていたが、今後表示・通知対象に追加していく予定の物質の選定基準が労働災害事例と整合しているか見えないため、表示・通知対象物質を追加することへの納得感が低い。企業に無駄な業務を負わせるのではないか。</p>	<p>化学物質により発生した労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質により発生したものが約 8 割を占めております（平成 30 年）。これは、規制対象外の物質の危険有害性を十分に確認・評価せず、規制対象外の物質であることを理由に十分な対策を取らないままに使用していることが原因と考えられます。</p> <p>今回の改正は、このような実態を踏まえて、危険有害性が確認された全ての物質に</p>

		<p>ついて、有害性の高い物質から順次、表示・通知の対象物質に追加するとともに、リスクアセスメントを適切に実施することを目的としたものです。</p>
32	<p>今回、表示・通知対象に追加する各物質の選定の根拠を示すべきである。</p> <p>対象物質の許容濃度等が設定済みのものあるいは根拠データがしっかりしているものが分かるようにすべきである。</p>	<p>今回、表示・通知対象に追加する物質については、政府（国）による GHS 分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のいずれかの有害性クラスで区分 1 相当の有害性を有する物質です。</p> <p>政府（国）による GHS 分類は、「政府向け GHS 分類ガイダンス」に基づき、分類判定に利用可能な情報源の基準を設けて実施しており、その結果は（独）製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページにおいて公表しています。</p> <p>なお、表示・通知対象物質のうち、日本産業衛生学会の許容濃度又は米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の TLV-TWA が設定されている物質等を対象として、令和 4 年度以降、ばく露濃度の基準を設定していくことを検討しています。</p>
33	<p>譲渡する化学物質の内容を明示することは当然と考えるが、残留溶剤や微量不純物などを列記することで化学物質の本質が見失われるのではないか。</p>	<p>混合物については、表示・通知対象物質の含有量が改正省令で定める裾切り値未満の場合は、表示・通知の義務対象から除外されます。</p>
34	<p>【現場の実情に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働災害の発生を抑えられるのであれば、賛成です。</li> <li>・既に請負人に対し、注文者として労働災害を防止する為に必要な措置を講じているので、今までと対応する措置方法に変化はない。</li> <li>・洗浄剤に有機溶剤を使用することが多くあるが、有機溶剤中毒予防規則における有機溶剤に該当する成分を含まない規制対象外の製品への要求が強くなり、コストをかけないことが優先されている。</li> <li>・社内で使用する全物質に対して SDS 文書を入手しており、この取組を継続する</li> </ul>	<p>現場の実情に関する御意見について、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

<p>が、譲渡提供する企業に文書交付を求め ても企業秘密を理由に開示されないケー スがある。</p>	
--	--

○ 本件の改正政令案及び改正省令案とは直接関係の無い御意見

<p>1</p>	<p>【「職場における化学物質等のあり方に関 する検討会報告書」に関する内容のう ち、今回の改正政令案及び改正省令案以 外に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度以降に表示・通知対象物質 に追加する候補物質についての御意見</li> <li>・ ばく露管理値の設定についての御意見</li> <li>・ SDS への記載項目（含有量、営業上の 秘密に該当する情報の記載）についての 御意見</li> <li>・ SDS の情報の更新についての御意見</li> </ul>	<p>今回の改正に含まれる内容ではありません が、今後の法令改正の参考とさせていただきます。 なお、検討会報告書に関する内容のうち、 今回の改正政令案及び改正省令案以外の内 容について法令改正を行う際には、改めて 意見募集を行うこととしています。</p>
<p>2</p>	<p>【過去に実施したリスク評価候補物質の 募集に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度に実施したリスク評価候補 物質の募集の結果を公表して欲しい。</li> </ul>	<p>御指摘の募集については任意の意見募集と して実施したのですが、その結果は、令 和2年度化学物質のリスク評価に関する企 画検討会の資料として厚生労働省ホームペ ージ (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13359.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13 359.html</a>) において公表しています。</p>